

国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査

～今年度の健診は11月で終了します～

平成26年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありませんので、下記により、希望する医療機関で受診してください。

期間▶11月30日まで（休診日については各医療機関にお問い合わせください）

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関（※印の医療機関は予約が必要です）

医療機関名

アミヤ医院 385-1511	公立碓氷病院※ 385-8221	半田内科医院 385-6031
有坂内科医院※ 381-0485	櫻井内科医院※ 385-8551	藤巻医院 393-1324
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	さるや内科医院※ 384-3681	堀口医院※ 381-0229
いわい中央クリニック※ 381-2201	正田病院※ 382-1123	本多病院 382-1255
上杉医院※ 381-0448	城田医院※ 385-7858	松井田病院 393-1301
大貫クリニック※ 380-1181	須藤病院※ 382-3131	みやぐち医院※ 384-1126
おにかた医院※ 385-1351	田口医院 393-1731	茂木内科医院※ 382-2510
くるさわ医院 393-5311	武井内科循環器科 393-1005	50音順

注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆午前中のみを受診となります。
- ◆朝食を食べずに受診してください（薬を服用している人は事前にかかりつけ医にご相談ください。また、受診票・受診券裏面の質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください）。
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）。
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方を受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返しくください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆市の人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。

その他

- ◆4月以降に安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した人で健康診査の受診を希望する場合は下記までお問い合わせください。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課へお知らせください。
- ◆安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

問合せ▶困国保年金課国保係（☎内線1113・1114）